

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年4月22日～2021年4月28日)

令和3年(2021年)4月30日

H E A D L I N E S	S
<p><b>政治</b>                      欧州復興基金の批准法案の閣議決定                      新型コロナウイルス感染症に関する国内制限措置の段階的緩和                      モラヴィエツキ首相とヤンチャ・スロベニア首相との会談                      ラウ外相のポーランド・ルーマニア・トルコ外相会合への出席                      ラウ外相とクルハーネク・チェコ外相との電話会談                      ロシアによる駐ロシア・ポーランド外交官の追放に対する外務省声明                      ブワシュチャク国防相、ウクライナ東部の状況に言及                      ロシアによるチェコ外交官追放に関するV4首相共同声明の発出                      ソロフ国家安全保障局長官、ウクライナ情勢について言及                      軍による新型コロナウイルス感染症対策支援                      サイバー・セキュリティ講座                      軍による新型コロナウイルス感染症対策支援</p>	<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 「x」 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。                      お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p><b>治安等</b>                      治安機関関係者の個人情報が出たとの報道                      仮想通貨への投資で詐欺被害</p>	
<p><b>経済</b>                      職場におけるワクチン接種事業内容の改定                      ドウダ大統領、グラピンスキ・ポーランド中央銀行総裁の2期目続投の可能性に言及                      2019年のGDP成長率改定値の発表                      3月の失業率                      ポーランドにおける海外直接投資動向                      5Gネットワーク関連動向                      中国電気自動車部品メーカー、ポーランドで工場建設を計画                      電気自動車の売り上げの増加                      ドウダ大統領米国主催「気候サミット」へ出席                      ポーランド国立研究開発センターによる新たな暖房システム開発に向けた事業                      炭鉱閉山に伴う労働組合との合意事項</p>	
<p><b>大使館からのお知らせ</b>                      長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      「たびレジ」への登録のお願い                      新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                      マイナンバーカード取得のお願い                      年金受給者の現況届提出について                      百歳以上の長寿者調査(ご協力をお願い)                      大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ)                      来週の「ポーランド政治・経済・社会情勢」の発行について                      文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館                      ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>	

## 政 治

## 内 政

欧州復興基金の批准法案の閣議決定【27日】

27日、内閣は、欧州復興基金の創設を可能とする、EUの独自財源制度に関するEUの決定を批准する法案を閣議決定し、下院に送付した。首相府は声明の中で、今次法案が採択されれば、モラヴィエツキ首相の交渉の成功により獲得したEU史上最大となる約7億7千万ズロチの資金が利用可能となり、ポーランド経済の強化や新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による経済危機からの早期脱却に資すると発表した。同日、連立与党「連帯ポーランド」は、EU復興基金の立ち上げに関する今次法案は、将来的にポーランドの主権と経済を害する恐れがあるとの声明を発表した。

新型コロナウイルス感染症に関する国内制限措置の段階的緩和【28日】

28日、モラヴィエツキ首相及びニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、新型コロナウイルス感染症の感染状況の縮小傾向を受け、5月1日からポーランド全土において段階的に国内制限措置を解除する方針を発表した。今後の感染状況に応じて変更もあり得るが、5月1日から5月29日にかけて、美容院やエステサロンの再開、博物館やショッピング・モールの再開、レストランでの屋外・屋内での飲食が、人数制限付きではあるが段階的に緩和される見込みである。また、小学校及び高校の授業についても、現在のリモート授業からハイブリッド授業や対面授業に段階的に移行する予定である。

## 外交・安全保障

モラヴィエツキ首相とヤンシャ・スロベニア首相との会談【22日】

22日、モラヴィエツキ首相はワルシャワを訪問したヤンシャ・スロベニア首相とEUにおける協力やサイバー・セキュリティについて議論した。また、両首相は、二国間及び地域間協力や本年7月からEU議長国を務めるスロベニアにとっての重要課題等についても議論した。

EUでの協力について、モラヴィエツキ首相は、新型コロナウイルス感染症と経済問題を克服する上で、EUにとって重要な時期にスロベニアがEU議長国を務めることになることと強調し、ポーランドとスロベニアは、EUと加盟国の関係性、移民・難民、安全保障、EU拡大、サイバー・セキュリティ、原子力、エレクトロモビリティ等の問題について近い立場であると述べた。また、両首相は、EUの拡大プロセスについても議論し、北マケドニアとアルバニアとの早期交渉開始のため、西バルカン諸国との関係に戦略的なアプローチを採用する必要があると指摘した。

モラヴィエツキ首相は、欧州にとって重要な課題の一つはサイバー攻撃に対する耐性の強化であると指摘し、特に5Gネットワークの導入を巡っては高いセキュリティ基準を維持することが課題であると述べた。

ラウ外相のポーランド・ルーマニア・トルコ外相会合への出席【22日及び23日】

22日及び23日、ラウ外相は、ブカレストで開催されたポーランド・ルーマニア・トルコ外相会合に出席し、ルーマニアのアウレスク外相、トルコのチャヴシュオール外相と会談した。3か国の外相は、6月のNATO首脳会合に向けたNATO内での協力や202

0年に採択された三カ国の協カプログラムの実施における進捗状況等について議論した。ラウ外相は、NATOの最前線に位置するポーランド、ルーマニア及びトルコはNATO東方の柱であり、安全保障に対する直接的な脅威を経験していると強調した。

外相らは、ウクライナのクレーバ外相とジョージアのザルカリニ外相とともに地域安全保障についても議論した。ラウ外相は、特にロシアがウクライナの東部国境周辺や黒海で緊張を高めている中、困難な安全保障状況への効果的な対応を共同で模索していることを嬉しく思うと述べた。また、同外相は、ウクライナとジョージアの主権と領土保全のために協力し、両国の欧州への願望を一貫して支持していると強調した。

ラウ外相とクルハーネク・チェコ外相との電話会談【23日】

23日、ラウ外相は、新しく就任したクルハーネク・チェコ外相と電話会談を実施した。同外相は、両国の協力関係が今後もダイナミックに発展していくことを期待していると述べ、チェコはポーランドの戦略的な隣国であり、同盟国であることに変わりはないと強調した。

ラウ外相は、クルハーネク大臣が非常に困難な時期に就任したことに関し、ロシア当局の行動に関連してチェコがとった行動への支持を表明した。クルハーネク大臣は、ロシア外交官がブラハから追放された後、チェコに示された連帯に対して感謝の意を表明した。両外相は、主権国家とその国民の安全を脅かすあらゆる行動を非難した。ラウ外相は、ポーランド議長国の間だけでなく、V4内での非常に良好な協力関係の継続と三海域イニシアティブ(3SI)の下

での共同活動に期待していると述べ、クルハーネク大臣に、V4外相会合への参加とポーランド訪問を招待した。

#### ロシアによる駐ロシア・ポーランド外交官の追放に対する外務省声明【23日】

23日、ポーランド外務省は、ロシアによる駐ロシア・ポーランド外交官の追放の決定を受けて声明を発出した。同日、ロシア外務省は、駐ロシア・ポーランド大使を召還し、4月15日のポーランド外務省によるロシア外交官3名の追放の決定に対する抗議として、駐ロシア・ポーランド外交官5名の追放を決定したことを通告し、5月15日までに同外交官らがロシアを退去するよう求めた。同声明において、今回のロシアによる決定は、ロシアの攻撃的な政策の一例であり、近隣諸国や国際社会全体との関係を悪化させるための意図的なジェスチャーであると強調し、ポーランドは、これまで一貫して対話と緊張緩和を支持していると表明した。また、外務省は、現在の状況では、ポーランドは、ロシア外務省の決定に適切に対応する権利を有していることを宣言した。

#### ブワシュチャク国防相、ウクライナ東部の状況に言及【25日】

25日、ブワシュチャク国防相は、ウクライナ東部の状況について、「我々は、ウクライナ東部国境の背後で何が起こっていたのかに関心がある。状況について、常に注視している。」と述べた。また、同国防相は、プーチン大統領の政治がロシア帝国の再建に向けられていることは間違いないと評価した。

#### ロシアによるチェコ外交官追放に関するV4首相共同声明の発出【26日】

26日、モラヴィエツキ首相は、ロシアによるチェコ外交官追放を受けて、ビデオ会合形式でV4首相会合を開催し、チェコに対して連帯を表明するV4首相共同声明を発出した。同声明において、ポーランド、ハンガリー、スロバキア首相は、2014年のヴルビエティツェ弾薬庫の爆破へのロシアの軍事情報機関の関与に対して、緊密なパートナーかつ近隣国であるチェコへの完全な連帯を表明した。V4首相は、ロシアは欧州の地で再び行った嘆かわしい侵略行為と国際法違反を非難すると強調し、また、18名のロシアの情報機関員を自国から追放するというチェコの完全に正当な決定に対してロシアがとった不均衡な措置を非難するとともに、チェコに対する外交・領事上の支援の提供を表明した。V4首相は、ロシアの情報機関員が行った違法かつ暴力的な活動が欧州を

分断することは許されないと述べ、V4諸国は、他のEU加盟国とともに、レジリエンスを強化するための措置をとる決意であると強調した。

#### ソロフ国家安全保障局長官、ウクライナ情勢について言及【27日】

27日、ソロフ国家安全保障局長官は、V4グループ共通の姿勢により、EUはロシアの活動に対してより積極的な姿勢を取るようにすると評価した。同BBN長官の意見では、ロシアはウクライナとの国境にこれほど多くの軍隊を移動させた理由を説明すべきだとしている。また、同BBN長官は、ドンバスの状況を見ると、非常に緊迫した状況が続いており、少なくとも今後数か月は警戒が必要であると評価した。

#### 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援【27日】

ポーランド軍は毎日、新型コロナウイルス感染症対策支援に奔走している。先週、兵士達は、69,000件の検査を行い、617の病院を支援し、23万人以上の検疫対象者に対応した。領域防衛軍部隊は、29のワクチン接種所を設置し、今後70の同接種所を設置する予定である。

#### サイバー・セキュリティ講座【28日】

26日、ブワシュチャク国防相は、オンライン・テレビ会議において、本年9月からCyberMil事業の一環で16のクラスでサイバー・セキュリティ講座が開始されることを発表した。国防省による軍事授業の支援プログラムは、2017年から実施されており、2021年9月からは新たにサイバー・セキュリティと現代的なITの授業が行われることになっている。今回の試験的なプログラムは、当面、16の一般中学校で開始される。全ての人にチャンスを与えるために、県の中心部ではなく、地方の学校を対象とすることが決定された。今回のサイバー・セキュリティに関するプロジェクトの目的は、サイバー防衛部隊を編成するための兵士や軍の専門家の候補者を育成することである。軍事授業で教育を終えた全ての生徒は、将来職業軍人として兵役に就くことができる。

#### 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援【28日】

28日、国防省はツイッターにおいて、「領域防衛軍の兵士は、50か所のワクチン接種所を支援し、次の90か所を準備している。また、民間の医療サービスを常に支援し、600の病院を支援している。」と発表した。

## 治 安 等

#### 治安機関関係者の個人情報流出したとの報道【2日】

各種報道機関は、ウェブサイト「Niebezpiecznik.pl」を引用して、税関、警察、国家警護局(SOP)、国税

局、国境警備隊といった治安機関職員約2万名の個人情報が流出したなどと報じた。流出した情報には、氏名、電話番号、PESEL番号、メールアドレス、職場住所が含まれるという。情報の流出元は、政府安全保障センター(RCB)と指摘されたところ、本件について、RCBはHP上で、個人情報が不正にアクセスされた可能性があり、調査を行っている旨公表した。

**仮想通貨への投資で詐欺被害【26日】**

国家警察本部は、仮想通貨市場に投資をしようとした女性が詐欺被害にあったと発表した。当該女性

は、仮想通貨への投資を行うために、インターネット上で「投資コンサルタント」に助言を求めたところ、PCに遠隔操作ができるプログラムをインストールするように要請された。同女性が「助言」に従い、同プログラムをインストールした上で銀行アカウントにログインすると、同「コンサルタント」が遠隔操作を用いて、同女性の口座から合計20万ズロチをだまし取った。国家警察本部は、同様の詐欺被害がほかにも複数件報告されているなどとして、すぐに高い利益を得ることができるなどと宣伝する人物を信用しないよう呼びかけた。

**経 済**  
**経済政策**

**職場におけるワクチン接種事業内容の改定【26日】**

政府は、職場におけるワクチン接種事業のガイドラインを発表し、集めなければならない予防接種希望者の最低人数を500名から300名に変更した。また、フルタイムの従業員だけでなく、契約社員や自営業者、従業員の家族等もワクチン接種の対象となるという。

**ドゥダ大統領、グラピンスキ・ポーランド中央銀行総裁の2期目続投の可能性に言及【26日】**

ドゥダ大統領は、メディアのインタビューにおいて、グラピンスキ・ポーランド中央銀行総裁の金融安定化に関するパフォーマンスを認め、同総裁の任期を延長する用意があると述べた。グラピンスキ総裁は2022年6月に任期満了を迎えるが、同総裁は2期目への意欲を複数回に亘り表明している。中央銀行総裁は大統領の要請に基づき下院により任命される。

**マクロ経済動向・統計**

**2019年のGDP成長率改定値の発表【22日】**

中央統計局(GUS)は、2019年のGDP成長率の改定値を対前年比4.7%と発表し、前回発表の4.5%から0.2ポイント引き上げた。

**3月の失業率【26日】**

中央統計局(GUS)によれば、3月の失業率は6.4%(対前月比0.1%減)で、3月末時点の登録済み失業者数は107万8,400人となった(2月末時点では109万9,500人)。

**ポーランド産業動向**

**ポーランドにおける海外直接投資動向【22日】**

フィナンシャル・タイムズのグループである fDi Markets によれば、ポーランドは今年2月の時点で、海外直接投資の額が米国、スペインに次いで第3位となっているとのことである。また、スウェーデンの蓄電池メーカー・ノースポルト社等の30の国外企業がポーランドにおいて、12億ドルの投資を行う見込みであるという。同社は2,000万ドルを出資し、グダンスクに蓄電池工場を建設しようとしており、500人の雇用が見込まれている。コシチンスキ財務・基金・地域政策大臣は、ポーランドの強みとして、充実した教育を受けている質の高い労働者、EU市場へのアクセスのしやすさ及び高品質の製品・サービスを挙げている。

年の自社予想を上回る成果をあげているという。5Gネットワークは現在、ポーランドの全ての県の160の市や町で利用可能となっている。Plus を運営する Cyfrowy Polsat 及び Polkomtel の取締役であるフェルチコフスキ氏は、同社の5Gサービスへの関心が高まっていることを実感しており、ネットワーク開発を加速させた結果、今年を目標を4月で既に達成したと述べた。Plus はまた、5Gネットワークに対応する携帯電話やルーターの開発にも力を入れている。

**5Gネットワーク関連動向【22日】**

通信事業者 Plus は、5Gネットワークサービスを既に1,200万人のポーランド人に提供しており、今

**中国電気自動車部品メーカー、ポーランドで工場建設を計画【27日】**

中国の Ningbo Tuopu Group は、3,000万ユーロを投じ、電気自動車の部品を製造する工場をポズナンに建設する予定であり、主に専門家やエンジニアを対象に450人の雇用を創出する計画である。同社は、ポーランドの戦略的立地が投資先選定の主な要因であるが、サブサプライヤーの優良な基盤、インフ

ラ、産業環境も重要な役割を果たしていると述べた。これに対し、ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣は、今回の投資は、中国を含むグローバル企業が

ポーランドを魅力的な投資先として評価していることの証左であるなどと述べた。

## エネルギー・環境

### 電気自動車の売り上げの増加【22日】

ジェチポスポリタ紙によれば、今年の1月～3月の電気自動車の売り上げは、3,555台であり、去年の同時期よりも107%増加しているとしている。さらに同紙はポーランド代替燃料機構のデータを引用し、3月末の時点で22,300台の電気自動車はポーランドの道路を走行しているとしている。同紙は、政府が電気自動車のための補助金プログラムを第三四半期に立ち上げるのであれば、2021年末までに電気自動車の乗客、台数は40万まで増えるかもしれないと指摘する一方、貧弱な充電インフラが未だに発展の大きな支障になっているとしている。

### ドゥダ大統領米国主催「気候サミット」へ出席【23日】

ドゥダ大統領は、米国主催の「気候サミット」に出席し、今後20年間で、新たな排出ゼロのエネルギー・システムを構築する意向であり、これにより、石炭が占める割合を現在の70%から2040年に11%まで低減させると述べた。また、ポーランドは京都議定書で掲げたCO2削減目標を大幅上回っている点を強調した。さらに、国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)でポーランドによってセットされた、ダイナミクスは、EUのCO2排出削減目標引き下げと2050年までの気候中立目標削減に貢献したと述べた。

### ポーランド国立研究開発センターによる新たな暖房システム開発に向けた事業【26日】

ポーランド国立研究開発センター(NCBR)は、再生可能エネルギーを利用した暖房システムに関する新たなプロジェクトを発表した。同プロジェクトは、化石燃料を利用した暖房システムを高いエネルギー効率でコストも抑えた最新のシステムへの転換への貢献が期待されている。同プログラムの実施は、EUの戦略に沿ったもので、EUからの支

援も受けており、総予算は3,800万ズロチとなっている。同プロジェクトでは第一段階で選ばれた10者が第二段階として、研究開発を実施する。第一段階の予算は500万ズロチ、第二段階の予算は3,300万ズロチとなっている。NCBRは、特定の者を認定して、同プロジェクトの研究成果を実証・販売していく予定としている。

### 炭鉱閉山に伴う労働組合との合意事項【27日】

22日、政府と労働組合は、7か月にわたる交渉の末、2049年までの炭鉱閉山に伴う社会的合意文書に合意した。5月の初めに正式に署名しその後、政府は炭鉱部門への補助について欧州委員会との協議を開始する。

合意された文書には、炭鉱の閉鎖時期が盛り込まれている。なお、JSW社の鉱山は将来的に主に原料炭を生産することになるため、JSW社の鉱山は対象とされていない。炭鉱閉鎖までの間、石炭会社の生産を制限し損失分を政府が補償する。本件は、欧州委員会との交渉後、法律で定められる。また、政府と欧州委員会との協議の進捗状況を労働組合の代表者がフォローし、会議に参加できることも合意文書で保証されている。また、閉山される炭鉱労働者の定年までの雇用が法的に保証される。

さらに、同合意文書には、2023年から2029年に実施される投資のリストが記載されている。その中には、石炭ガス化設備(250MW)の建設(53億ズロチ)、CO2回収・利用設備(約5億ズロチ)等が含まれる。これらの投資の詳細(場所や資金、実施内容)は、2022年半ばまでに政府が提案することになっている。また、政府が石炭会社に補助金を出す仕組みなど、欧州委員会が当該合意書の内容を受け入れなかった場合、政府と労働組合は、解決策を探るために再び話し合いの場を持つことで合意した。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注

意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになってきました。幼稚園、保育園の活動に制限がありま

すが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。ポーランド政府は同5月1日から制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご注意ください。

今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### 領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

#### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

#### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

#### 百歳以上の長寿者調査(ご協力をお願い)

百歳以上の長寿者の状況について「記者発表」を行うとともに、百歳を迎える日本人の方に対し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、内閣総理大臣からのお祝い状及び記念品の贈呈を実施しています。海外に在留している日本国籍保持者の方もお祝い状及び記念品贈呈の対象となりますので、下記をご参照の上、該当される方、又は該当者をご存じの方は、当館領事班(上記)までご連絡いただきますようご協力をお願いします。

**1 調査対象: 1922年(大正11年)3月31日以前に出生した日本国籍保持者**

【注1】調査の対象は、百歳以上の在留邦人です。

【注2】今年度の長寿表彰の対象は、1921年(大正10年)4月1日から1922年(大正11年)3月31日までの間に出生した在留邦人です。

【注3】自己の志望によって外国の国籍を取得(帰化)した方は、国籍法第11条第1項により、日本国籍を喪失しており本調査・贈呈の対象とはなりません。

**2 期限: 令和3年(2021年)本年5月14日(金)****3 連絡いただきたい事項(分かる範囲で結構です)**

- 氏名とふりがな
- 性別
- 生年月日
- 年齢
- 本籍地
- 連絡先の氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス

**【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)**

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

**【お知らせ】来週の「ポーランド政治・経済・社会情勢」の発行について**

来週5月7日(金)は休刊とさせていただきます。4月29日以降の内容につきましては、再来週5月14日(金)の発行分にまとめて掲載させていただきますので、ご承知おきいただければ幸いです。

## 文化行事・大使館関連行事

**【休止】 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】**

(新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。)

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

**【休止】 展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】**

(新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。)

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

**【開催中】 ポフシン植物園の日本月間【3月27日(土)～5月3日(月)】**

ワルシャワにて、ポーランド科学アカデミー植物園・ポフシン生物多様性保全センター主催による『ポフシン植物園の日本月間』が開催中です。日本に関する屋外の写真展及びイラスト展、ワークショップが予定されています。

開催場所: ワルシャワ、ポフシン植物園、ul. Prawdziwka 2

詳細: <https://www.ogrod-powsin.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))